

と共に未来の生活の豊かさについて考える時代になったとして、人々が物質的な豊かさを超えて、精神的なゆとりある真の豊かな生活を求める始めたということ、社会参加や自己実現、さらに社会的な関心や社会貢献への意欲が近年極めて高まっているということを指摘し、住民のボランティア活動について論じている。<sup>19)</sup>

1993年7月、中央社会福祉審議会地域福祉専門分科会から意見具申された「ボランティア活動の中長期的な振興方策について」は、第Ⅱ部「ボランティア振興の今日的意義」というタイトルのもとに次のように述べている。

- (1)21世紀の福祉社会と心豊かな生活
- (2)福祉社会の基礎—福祉コミュニティの形成
- (3)参加型福祉社会へ
- (4)ボランティアの今日的意義
- (5)参加型福祉社会と公私協働

ここで特に(5)の「参加型福祉社会と公私協働」の項において、ボランティアの役割は「公的サービスではなくしがたい独自性や個別性を強調したサービスを提供し、より積極的かつ開拓的に福祉のレベルアップを図り、公私の新たなパートナーシップを打ち建てるものである」と記している。いうまでもなく、ボランティア活動の役割について強い関心と期待を寄せていることがうかがえる。ここで用いられている「公私のパートナーシップ」とは「公私協働」の同意語として使われ強調されていることが分かるのである。

1995年は阪神・淡路大震災を契機に「ボランティア元年」とよばれている。近年のNGO・NPO、ボランティア活動、企業の社会的責任やフィランソロピーへの注目などは新しい住民参加論を必要としているといえよう。

これまでの住民参加論は、地方自治体行政による恩恵的参加と住民による運動型参加との対立式のなかでもっぱら理解されてきた。<sup>20)</sup> そこで行政への参加は行政による取り込みないしは包摶でありうこと、また見せかけの住民参加になる可能性を孕んでいることが指摘されている。そういう「参加させる側」「参加する側」、「主体」「客体」という参加の実態に対する懐疑から「協働」という理念ともいべき概念が再登場してきたといえるのである。

### 【3】「公」側の「ねらい」と「私」側の「ねがい」の結合による協働論

「公私協働」論の台頭について政治的・社会的背景、福祉国家批判論と福祉国家論、住民参加論の変容についてレビューした。まとめていうと、70年代中頃の「福祉見直し」論によって地域福祉志向に推移した福祉政策は、80年代の第二次『臨調』でもって大きく改革の道を歩むことになった。

80年代から始まつたいわゆる「社会福祉改革」は、在宅福祉を重視し、それと関連して「地方分権」や「住民参加」「公私協働」を新しい「改革」のキーワードとしていた。その後、「公私協働」の強調は、90年の8法改正によって「市町村の役割重視」のなかで実態的になりはじめたばかりだといえるのである。

「公私協働」の必要性は、政策決定レベル、つまり「公」側からの「ねらい」と、広い意味での「住民」つまり「私」側からの「ねがい」が交錯し結合することによって認識されてきたといえる。近年に打ち出された社会保障の「将来像」や「福祉ビジョン」、「95年の勧告」は「家族と地域」に代わるものとして国民主体の相互扶助を掲げ、国民すべてが等しく責任を持つという「国民総責任論」に帰着している。「95年勧告」は「社会保障制度は、みんなのために、みんなでつくり、みんなで支えていくものとして、21世紀の社会連帯のあかしとしなければならない」と述べている。こういう動向は「民間への責任転嫁」をはらむものもある。<sup>21)</sup> 従って、公的責任の明確化を行うとともに、いま改めて地域社会を基礎とし、多様な住民活動と住民参加との関係、行政への参加と社会参加との関連づけを通じて地域における公共部門と民間部門との関係様式を組み立て直すこと、特に地方自治体と住民、企業との協力関係を考えいくことが課題だといえよう。

山本啓は「すべてを行政という『公共圏』に委ねて国民や住民はその受益を期待すればいいという時代は終わった」と述べている。<sup>22)</sup> 今日、公益性ということに関して、地方自治体の行政だけが公共的な利益を達成するために活動しているわけではなく、住民の社会的活動にあってもそれらが達成可能であるということが理解してきたとい